

## 低所得者介護保険料軽減事業について

### ○低所得者の介護保険料を軽減します

- ・2019年10月から消費税が10%にアップすることに伴い、厚生労働省から、低所得者に対する新しい介護保険料の軽減策が発表されました。
- ・消費税アップにより家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を安くするものです。
- ・これまでも、所得段階が第1段階の方に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大します。(下記表参照)

### ○2019年度は半分実施、2020年度から完全実施します。

- ・2019年10月からアップされる消費税の2%分を原資として実施する事業ですので、2019年度は軽減額が半分となり、2020年度から完全実施します。

### ○2019年度の介護保険料額決定通知書をご覧ください。

- ・第1段階から第3段階までの方は、基準額に乗じる割合が下記表のとおりとなります。

### ○ご不明な点があれば、福岡県介護保険広域連合本部までお問合わせください。

(各所得段階の基準額に乗じる割合の表)

	第1段階	第2段階	第3段階
2018年4月～	0.45	0.75	0.75
2019年4月～	0.375	0.625	0.725
2020年4月～	0.3	0.5	0.7